

香川県条例第56号

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例及び香川県災害救助基金条例の一部を改正する条例

(災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部改正)

第1条 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年香川県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
県は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第71条の規定による従事命令又は協力命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害がある状態となったときは、災害救助法（昭和22年法律第118号） <u>第12条</u> の規定による扶助金の支給の例により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受けた損害を補償する。	県は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第71条の規定による従事命令又は協力命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害がある状態となったときは、災害救助法（昭和22年法律第118号） <u>第29条</u> の規定による扶助金の支給の例により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受けた損害を補償する。

（香川県災害救助基金条例の一部改正）

第2条 香川県災害救助基金条例（昭和39年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（設置） 第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号） <u>第22条</u> の規定により香川県災害救助基金（以下「基金」という。）を設置する。	（設置） 第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号） <u>第37条</u> の規定により香川県災害救助基金（以下「基金」という。）を設置する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。